

## 令和5年度第1回 文京区障害者差別解消支援地域協議会 要点記録

日時 令和5年10月27日（金）午前10時00分から午前11時29分まで

場所 障害者会館A・B（文京シビックセンター3階）

### <会議次第>

#### 1 開会

- ・委員委嘱（席上配付）
- ・委員自己紹介
- ・会長の互選、副会長の指名

#### 2 議題

- |                               |         |
|-------------------------------|---------|
| (1) 文京区障害者差別解消支援地域協議会について     | 【資料第1号】 |
| (2) 手話言語条例及び意思疎通条例の基本的考え方について | 【資料第2号】 |
| (3) 心のバリアフリーハンドブックの改訂案について    | 【資料第3号】 |

### <地域福祉推進協議会障害者部会委員（名簿順）>

#### 出席者

高山 直樹 会長、志村 健一 副会長、住友 孝子 委員、賀藤 一示 委員、寺澤 弘一郎 委員、渡辺 泰男 委員、市川 敦 委員、竹内 珠妃 委員、二瓶 紀子 委員、大橋 久 委員、諸留 和夫 委員、安藤 彰啓 委員、藤枝 洋介 委員、安達 勇二 委員、鶴沼 秀之 委員、竹越 淳 委員、矢内 真理子 委員、新名 幸男 委員

#### 欠席者

横枕 年子 委員、古市 理代 委員、山下 信典 委員、内海 裕美 委員、佐久間 稔 委員

### <幹事>

#### 出席者

川崎 慎一郎 経済課長、橋本 淳一 障害福祉課長、小島 絵里 予防対策課長、大塚 仁雄 保健サービスセンター所長、木口 正和 教育センター所長

## 1 開会

### (1) 会長の互選・副会長の指名について

互選により高山会長、指名により志村副会長に決定。

会長挨拶：

コロナ禍によって、どこの自治体もこの協議会がうまく活性化しない、運用が難しい状況がずっと続いていたが、ようやくコロナが5類になり、また各自治体で新しく協議会がリスタートしている。文京区においても、幅広い立場から差別のことを協議し、解消していく推進役として進めていきたい。

副会長挨拶：

障害者差別解消法は、禁止法ではなく解消法である。これはどういうことかという、合理的配慮の提供によって結果的に差別が解消されるという論理構成である。自然といつの間にか、合理的配慮が当たり前の世界になっていて、結果として差別のない世の中になって欲しいと望んでいる。

## 2 議題

### (1) 文京区障害者差別解消支援地域協議会について

事務局から資料第1号について説明。

【意見】当事者委員4名以内という委員構成だが、当事者の方々は、生きづらさを抱えているのは自分たちのせいだと思っているほうが強いので、そうではなくみんなで一緒に考えられる場があるのだと理解していただく上でも、当事者の参加というのは重要だと思う。

(事務局回答)

自立支援協議会では、当事者部会という委員が当事者で構成された部会を長く運営しているので、本協議会についても、4名以内という人数構成を含め参考にしていく。

【意見】自立支援協議会の中に当事者部会があり、他の五つの専門部会の中にも当事者の方がおられるので、当事者部会とこの協議会が連携を取っていくような形を作っていく方法もあるのではないかと。是非検討してほしい。

### (2) 手話言語条例及び意思疎通条例の基本的考え方について

事務局から資料第2号について説明。

**【質問】** この条例を作る際、手話を提供している団体や、聴覚障害の方々に意見聴取を行ったのか。

(事務局回答)

条例については、聴覚障害の当事者で構成された文京区聴覚障害者協会という団体及び手話を提供する文京手話会という団体と意見交換を重ねてきた。

**【意見】** ・手話言語条例の制定により、例えば会議を傍聴するときに、手話通訳者が配置されているということになれば、当事者の方々が参加しやすくなると思う。

・意思疎通の促進に関する条例においては、例えば知的障害のある方が会議を傍聴する際に、内容を傍で分かりやすく伝える役割も必要になってくると思う。

(事務局回答)

個別の検討ということになるが、条例の趣旨を踏まえ、施策として必要なことについては実現していきたい。

**【質問】** これらの条例の中で「団体の要望を踏まえ」や「団体と連携して」という文言が出てくるが、団体に入っていない人に対しては、どのように対応するのか。

(事務局回答)

「団体」とするのか「団体等」とするのか議論はしてきたが、今の案では「等」をつけない形にしている。それは、団体に属していない方の要望や困り事については、例えば基幹相談支援センターなどの地域の相談支援機関に寄せていただき、その意見を地区においても広く受け止め、施策に生かしていくという考え方による。

**【質問】** 資料第2号の3番、基本理念（4ページ）について。

「情報の取得及び利用者並びに意思疎通の手段」について、手話や筆記、点字などの手段は記載があるが、言葉が発せなかったり理解するのに時間がかかったりする方にとっては、家族などの介助者等も手段となるかと思う。ここには挙げられていないが、入れる必要はないのか。

(事務局回答)

意思疎通のための支援を行う方、つまり日頃介助を行っている家族や支援員等については、資料第2号、5番の(1)の③(5ページ)で、支援を行う方の養成、資質向上のための施策について挙げており、支援を行う方々の重要性について表している。

今回のご意見により、意思疎通の手段についても、支援を行う方々の役割について、3番の基本理念の中に入れ込むことができるか検討する。

**【意見】** 寝たきりの方等の意思疎通が難しい方などのため、分身ロボット等のICTを活用した施策を今後取り入れていくなどの工夫が必要である。

### (3) 心のバリアフリーハンドブックの改訂案について

事務局から資料第3号について説明。

**【質問】** この案は、当事者団体や当事者部会で意見聴取するのか。

(事務局回答)

本協議会のほか、自立支援協議会の当事者部会でも意見聴取を行う。

**【意見】** ・このハンドブックは、研修や学校での学習の場面で利用されることが多いと思う。皆で参加しながら考えられる内容にするように改訂すべき。

・イラストもバージョンアップさせるべき。

(事務局回答)

様々な場で今のハンドブックを活用いただいているという点については、大変ありがたい。ご意見のとおり、皆で考えるという機会は大変貴重であるため、その点を重視して、イラストの検討も含めページ構成を行っていききたい。

**【意見】** ・昨今の情勢から、冊子のデジタル化も必要ではないか。

・知的障害の方もスマホを持っている方が多く、例えば「良い」「悪い」「分からない」などの簡単な選択肢から選べる意思表示アプリなどができれば良いと思っている。

(事務局回答)

・別の冊子だが、障害福祉課で作成しているバリアフリーマップについては、今年度、デジタルブック形式での公開を予定している。この心のバリアフリーハンドブックについても検討したい。

・アプリ等による、障害のある方のコミュニケーションツールについては、区の施策として生かしていくべきものである場合には、資料第2号で紹介した条例をステップにして進めていきたいと考えている。

**【意見】** ・各障害の特徴も記載されているが、当事者がこの冊子を目にしたときに「自分たちはこのように見られている」「レッテルを貼られている」と思われないか心配である。

・障害の概念を伝えるということは、支援者の立場から見ても非常に難しい問題だと思う。

(事務局回答)

当事者の方がどう感じられるかというところは、重要な視点になると思っているが、このハンドブックの目的としては、全ての方が理解を深めていくということ

目的としているため、一定の言葉に落とし込む必要がある。様々な受け止めがあると思うが、できる限りどう受け止められるかということを想像しながら、内容を検討していきたい。

**【意見】** 各障害の種別に応じたコミュニケーションの取り方の記載があるが、中には障害の有無に関わらず、人が人に接するときの基本的な姿勢を表している箇所もあるため、コミュニケーションの取り方についてまとめたページがあっても良いと思う。

#### (4) その他意見

- ・ 自立支援協議会の当事者部会の中で、部会の中で話し合うだけでなく、発信をしていこうという動きが出てきている。実際、当事者の生活のしづらさや、あるいは文京区内での問題を発信することによって、子どもたちへの教育の面ともつながってくるかもしれない。
- ・ 今後の施策を進めていくにあたり、予算の獲得が非常に重要になってくると思う。
- ・ 法律などで決まっていなくても、皆が当たり前で配慮できるような社会であってほしい。